

徳島県内
第11号

大塚テクノ株式会社を認定！

次世代育成支援対策推進法第13条に基づき、徳島県内第11号として、大塚テクノ株式会社を平成24年4月11日付けで認定しました。



平成24年4月24日の認定通知書交付式において、西井局長から認定通知書の交付を受ける大塚テクノ株式会社の大久保人事総務部長（右）



認定マーク「くるみん」

大塚テクノ株式会社の取組の概要

1 行動計画の期間

平成22年4月1日～平成24年3月31日（2年間）

2 行動計画の目標

- ① 期間内に男性の育児休業取得者1名以上
- ② 育児休業時の諸制度の周知を図る

3 取組結果

- ① 男性の育児休業取得者 4名
- ② 期間内に「子育て掲示板」（社内イントラネット）を作成し、育児休業取得のための手続き及びグループ企業の保育所情報など育児に関する情報を随時社内で発信している。

※ その他の先進的取組

- ① 育児休業取得状況（女性取得率 100% 男性取得者 4名）
- ② 働き方の見直しに資する措置として会社の指定休日（所定休日）を増加
- ③ 育児勤務を利用する社員の駐車場の優先利用
- ④ 小学校就学までの子を有する労働者のための始業・終業時間の繰上げ、繰下げ制度の整備